

— 第一次甲州市行政改革大綱 —

甲州市改革推進プログラム

協働 成果 効率

平成18年11月

山梨県 甲州市

目次

I	はじめに	1
II	改革の背景	2
	1 地方分権の進展	
	2 厳しい財政状況	
	(1) 国、地方の状況	
	(2) 甲州市の状況	3
	3 新しい公共の概念	6
	(1) 民間経営手法の導入	
	(2) 市民と行政の協働	
	(3) IT化と情報の共有	7
III	行政改革の基本理念	8
	1 基本理念	
	2 協働・成果・効率とは	
	(1) 協働	
	(2) 成果	9
	(3) 効率	
IV	基本的な取り組み	11
	1 市民の納得度が向上する行政経営の確立	
	2 市民、ボランティア、事業者等との協働によるまちづくりの推進	
	3 簡素で効率的な行財政システムの構築	12
V	行政改革の進め方	13
	1 推進体制と取り組みの姿勢	
	2 計画期間	
	3 実施計画の策定	
	4 目標値の設定	14
	5 推進状況や成果の報告と公表、説明責任の確保	
VI	行政改革の内容	16
	1 市民の納得度が高まる行政経営の確立	18
	(1) 質の高い市民サービスの充実	
	① 顧客志向の徹底	
	② 市民サービスの充実	
	③ 電子化・情報化の推進	
	(2) 事務事業の合理化・効率化	
	① 事務事業の見直し	

- ② 公共工事のコスト縮減
- ③ 入札・契約制度の改善……………19
- (3) 行政評価システムの導入
 - ① 事務事業評価システムの導入
 - ② 透明性の向上
- (4) 時代に即応した組織体制の整備
 - ① 組織・機構の見直し
 - ② 権限移譲の受け入れ
 - ③ 附属機関等の見直し……………20
 - ④ 外郭団体の効率的運営及び改善
- (5) 民間活力の活用
 - ① 指定管理者制度の活用
 - ② 民間委託等の推進
 - ③ 市場化テストへの対応
- (6) 広域行政への対応
 - ① 広域行政の推進
 - ② 市町村合併への対応……………21
- 2 市民、ボランティア、事業者等との協働によるまちづくりの推進
- (1) 市民、ボランティア団体、事業者等との協働
 - ① 市民参画の推進と体制づくり
 - ② 男女共同参画の推進
 - ③ 市民と行政の責任領域と役割分担の見直し
 - ④ 協働に関する基本指針の作成
- (2) 地域コミュニティの充実
 - ① 行政区の充実
 - ② 地域自治区のあり方の検討……………22
 - ③ 活動しやすい環境づくりの推進
- (3) 情報の共有化と広聴・広報活動の充実
 - ① 情報の共有化
 - ② 広聴・広報活動の充実
- 3 簡素で効率的な行財政システムの構築
- (1) 財政運営の効率化・健全化
 - ① 財政の健全化
 - ② 財政事情のわかりやすい公表……………23
 - ③ 起債や基金の適正運用
 - ④ 公共施設等の適正管理及び有効活用

- ⑤ 経常経費の節減
- (2) 財政基盤の強化……………24
 - ① 収納率の向上と新たな財源の確保
 - ② 補助金等の見直し
 - ③ 受益者負担の適正化
- (3) 職員の定員管理及び給与の適正化等
 - ① 定員管理の適正化
 - ② 適正な給与管理
 - ③ 定員・給与等の状況の公表 ……………25
- (4) 人材育成と職員の能力開発
 - ① 人材育成と職員能力の開発
 - ② 人事評価制度等の見直し
 - ③ 働きやすい職場環境の整備
- (5) 特別会計等の経営健全化
 - ① 効率的運営と透明性の確保
 - ② 水道事業……………26
 - ③ 下水道事業
 - ④ 病院事業
 - ⑤ ぶどうの丘事業
 - ⑥ 国民健康保険事業及び老人保健事業
 - ⑦ 介護保険事業

I はじめに

行政改革は、社会経済の変動に伴って生ずる諸課題に対し迅速に対応するとともに、将来を見据えて、限りある人材・財源を最大限に有効活用して、質の高い行政サービスを提供できる体制を確立するものです。

行政改革に関しては、合併前の旧3市町村においても鋭意取り組まれてきたところですが、合併によって新たに誕生した甲州市における「第一次行政改革大綱」の策定は、地方自治体を取り巻く環境が一段と厳しさを増す状況下でのものであります。

“保守したくば改革せよ”は英国の政治家の言葉ですが、甲州市行政改革推進本部長として、私なりに解釈・引用を致せば、本市のそれぞれの地域が育んで来た伝統や特色を次世代に引き継ぎ、甲州市として更なる発展を目指す上では、前例に捉われない発想と手法での「新市づくり」が肝心であり、その第一歩として、改革の推進・達成が不可欠であると考えます。

本大綱は、「協働・成果・効率を重視した、市民の視点による甲州市政の推進」を基本理念とし、次の3点を柱としました。

- 1 市民の納得度が高まる行政経営の確立
- 2 市民、ボランティア団体、事業者等との協働によるまちづくりの推進
- 3 簡素で効率的な行財政システムの構築

なお、今回の策定にあたっては、各界各層から選任した市民の代表委員と公募委員からなる「甲州市行政改革推進委員会」を設置し、それぞれの見地から大変活発なご審議をいただきました。

また、実施計画書に掲げた項目に関しましては全職員が一丸となって取り組み、年度ごとの進捗状況等について公表をいたします。

平成22年度までの5年間における着実な推進・達成に向けて、市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成18年11月

甲州市行政改革推進本部長（市長） 田 辺 篤

II 改革の背景

本市を取り巻く厳しい財政状況や社会情勢の変化等、様々な課題に対応し、地方分権の時代にふさわしいまちづくりを進めるため、新たな視点に立ち積極的に改革に取り組み、その体制を変革していくことが求められています。

この改革を進めるためには、まず、今なぜ、改革が求められているか、甲州市の置かれた環境、背景を十分認識する必要があります。

1 地方分権の進展

従来の中核集権型行政システムは、限られた資源を中央に集中し、これを重点的・効率的に活用することによって、日本の急速な近代化や経済発展に役割を果たしてきました。

しかし、高度成長によって世界有数の経済力を誇る先進国になる一方で、国民のニーズが多様化し、これに伴う新たな状況や課題に従来の全国画一的な行政システムでは、的確に対応することが困難になってきています。

このことから、現在の画一的行政システムから市民の視点を重視した行政システムへ転換を図り、地域のことは地域で決めることができるようにすることが必要とされています。

地方分権の目的は、それぞれ異なった地域社会で営まれる多様な生活に合わせて、私たちの身近な地方公共団体が、市民に向けて多様な公共サービスを供給することであり、これまで以上に地域のことは地域で決めていくことにあります。

塩山市、勝沼町、大和村の3市町村は、地方自治体の基盤強化と自治体間競争など多種多様な課題を解決し、さらに地域振興を図るため市町村合併を有効な手段としてとらえ甲州市が誕生しました。

甲州市においては、地方分権の進展に対応して、住民自治を一層推進するため、合併を機に地域自治区を設置し、地域協議会を中心に住民自治活動を発展させることとしています。

2 厳しい財政状況

(1) 国、地方の状況

我が国の財政は、社会構造の変化や社会保障関係経費の増加などにより、極めて厳しい状況にあります。一方、地方財政においても、地方交付税等が減額される中で、少子高齢化への取り組み等、地方公共団体が当面する政策課題に対応していかなければなりません。平成18年度末の国及び地方の長期債務残高(公債残高、借入金残

高等の国の長期債務と地方の債務残高とを合計したものは775兆円程度に上ると見込まれており、先進国の中においても極めて厳しい状況にあります。

このため、国では構造改革を進めることとし、いわゆる三位一体改革として国庫補助金・地方交付税の見直し、税源移譲の諸施策が実行されています。

これらの改革は、自治体の自立と効果的で効率的な運営を求めるものですが、自治体側からすると、より一層の厳しい財政運営を迫られることを認識しなければなりません。

(2) 甲州市の状況

甲州市の財政面を取り巻く環境は非常に厳しく、三位一体改革の影響を受け、地方交付税が落ち込むなど、国・県からの財源の確保が難しくなっています。

人口についても、平成17年の国勢調査からみると、本市の人口は35,924人で、昭和40年と比較し、10%、4,013人減少しています。また、生産年齢人口が低下し、高齢人口の割合が増加する状況にあり、高齢化率は平成17年で全国は20.0%、山梨県は21.6%、甲州市は26.6%となっています。65歳以上の人口は増加し、14歳以下の人口は減少してきており、将来も、少子・高齢化が進行するものと予想されています。

扶助費などの義務的経費が増大するなか、税制改正により、市民の皆さんに負担していただく市民税の増加はあるものの、国が地方公共団体の財源を保障する地方交付税等は減額傾向にあり、収入の大きな増加は期待できません。その一方では、上下水道整備など長期にわたっての財政負担も増加傾向にあり、公営企業債を含めた地方債の平成17年度末現在高は366億円で、18年度一般会計当初予算の2.3倍と厳しい状況にあり、財政の縮減や健全化は緊急の課題となっています。

人口の推移

(単位：人)

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年
甲州市	39,937	38,139	37,901	37,269	37,338
山梨県	763,194	762,029	783,050	804,256	832,832

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	増減率 (%)
甲州市	37,038	38,046	36,925	35,922	△10.1
山梨県	852,966	881,996	888,172	884,515	15.9

増減率は (H17年 - S40) ÷ S40
国勢調査から作成

高齢人口（65歳以上）の推移

(単位：人)

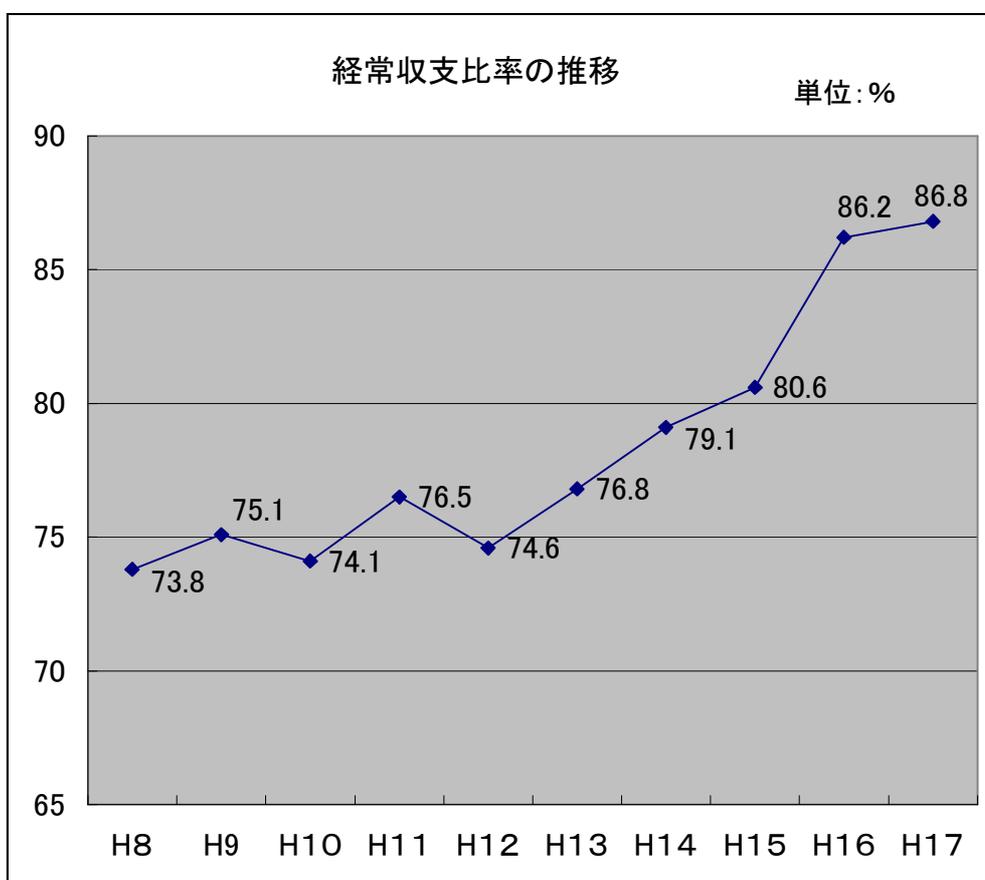
	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
甲州市	5,828	6,759	7,889	8,844	9,578
高齢化率	15.6%	18.2%	20.7%	24.0%	26.7%
山梨県	107,690	126,583	151,148	173,580	193,580
高齢化率	12.9%	14.8%	17.1%	19.5%	21.9%

国勢調査から作成

【経常収支比率の推移】

経常収支比率とは、経常一般財源総額に占める、経常経費に充当された、一般財源の割合を言います。この比率は、財政構造の良否を判断する指標に使われ、低いほど財政に弾力性があります。市においては、おおむね75%程度が妥当と言われていますが、本市においては、平成17年度は86.8%という状況です。

三位一体改革等で普通交付税等が減額傾向の現状では、今後もこのような傾向が続くと予測されます。

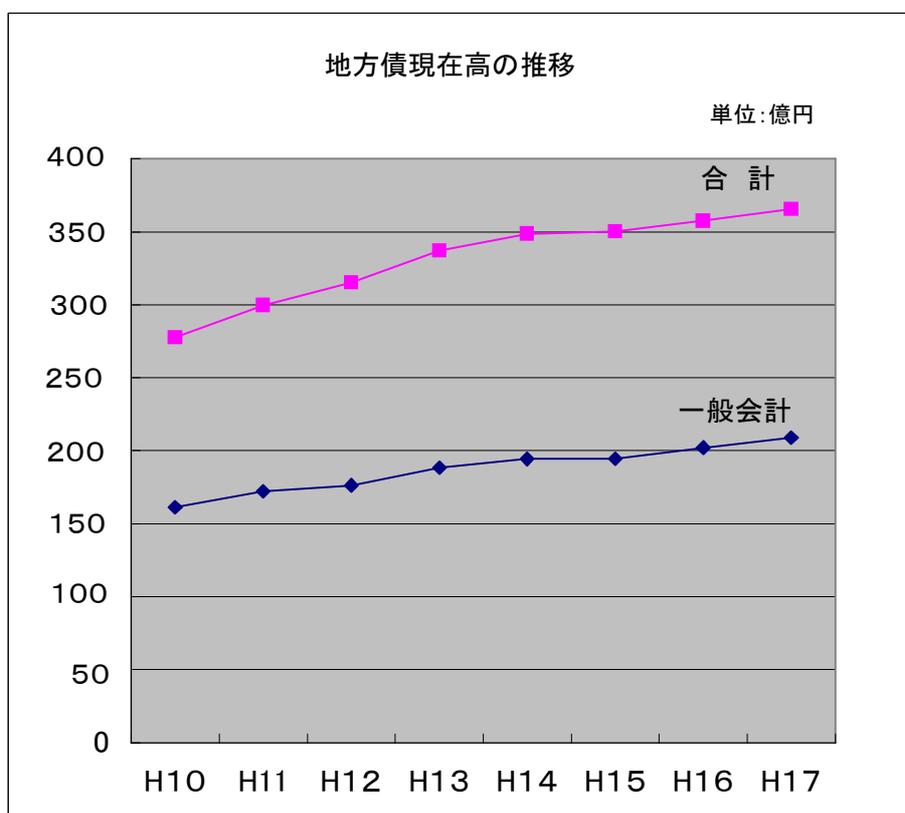


【地方債残高の推移】

地方債現在高については、景気回復に向けた公共事業等の実施に伴う地方債発行額の影響により平成4年度から上昇し、一般会計の平成17年度末地方債現在高は208億9千700万円で、市民一人あたり58万円となっています。

残額が大きくなれば財政を圧迫する要因となります。また、平成18年度から地方債借入制度の改正に伴い、借入金依存度を示す指標として実質公債費比率が導入され、本市は20.1%で基準の18%を超えました。今後は公債費負担適正化計画を策定し、発行額の抑制に努めていかなければなりません。

地方債残高には、元利償還額の一部が地方交付税として自治体に交付税措置される分も含まれていますので、この仕組みは縮小されていくものと予測されます。



地方債残高の状況

(単位:百万円)

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
一般会計	17,202	17,640	18,848	19,436	19,454	20,220	20,897
特別会計	11,320	12,170	12,881	13,388	13,594	13,568	13,683
企業会計	1,456	1,718	1,997	2,036	1,986	1,959	1,974
合計	29,978	31,528	33,726	34,860	35,034	35,747	36,554

3 新しい公共の概念

地方分権を推進し、厳しい財政状況を克服するために、これまでの行政規範に変化が生じ、新しい公共の概念が生まれています。

(1) 民間経営手法の導入

本市においても、さまざまな市民ニーズに的確に応え、質の高い行政サービスを「自己決定・自己責任の原則」にたち、迅速・効率的に供給することが求められています。そのためには従来型の行政手法だけでは不可能であり、従来の手法を見直した上で、民間手法を行政に取り入れることも有効な手段の一つです。

NPM(New Public Management)※1の手法については、行政評価や企業会計的手法などが、かなりの自治体で導入され効果をあげる一方で、使いこなす能力の欠如といった課題も明らかになっていることから、改革の戦略や効率化の把握、顧客志向の徹底などを基本としながら、自治体の行政運営にあわせて改善・修正することも必要とされています。

平成18年6月、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」が施行されました。この制度は、自治体が直接提供している公共サービスについて、自治体と民間が透明・中立・公正な条件の下で競争入札を行い、効率性と質の面でより優れた主体がサービスを提供するしくみ(市場化テスト)です。メリットとして、行政サービスの経費を市場基準に合わせた行政の効率化・スリム化や職員の意識改革、民間経営の長所を生かした新しいビジネスチャンスの創出などを促進すると言われています。

(2) 市民との行政の協働※2 (collaboration)

効率化を求めるだけの単純な「官から民へ」といった理論では、市民の皆さんが豊かさを実感できるまちづくりを進めることはできません。今後は、民間経営手法の導入と同時に、公共サービスの重要性和意義を再認識し、その質を高めるために、市民の皆さんと行政の協働を進めることが必要です。

これからの自治体は、行政部門だけが行政サービスを担うという発想では、生き残っていきません。行政部門に加えて、事業者などの民間部門、さらには、市民団体などのボランティア部門の皆さんが同じ目標を掲げて対等な立場でともに協力しあい、公共サービスの質的改善に努力していくことが望まれています。

(3) IT化と情報の共有

情報化が進み、甲州市のホームページや組織・庁内における行政情報システムが構築されてきましたが、さらに市民や企業が情報化の恩恵を享受できるシステムの構築に取り組む必要があります。

これからは、顧客としての市民や企業への情報提供はもちろん、行政パートナーとしての市民、ボランティア団体、事業者等への情報提供を進め、行政情報を共有することが市民との協働による政策形成に必要とされています。

※1 NPM(New Public Management)

民間企業における経営理念、手法、成功事例などを公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率化・活性化を図るという考え方。

NPM では、(1)徹底した競争原理の導入、(2)業績、成果による評価、(3)政策の企画立案と実施執行の分離により、行政の意識を法令や予算の遵守に留まらず、より効率的で質の高い行政サービスの提供へと向かわせ、行政活動の透明性や説明責任を高め、市民の満足度を向上させることを目指している。

※2 協働(collaboration)

同じ目標に向かい、市民と行政が対等な関係に立ち、それぞれが持つ知恵や資源を持ち寄り、それぞれが責任と役割を公平に分担して、協力し合い、その関係を続けること。

Ⅲ 行政改革の基本理念

1 基本理念

改革の背景を認識したうえで、本市の行政改革を推進するために、何のために改革に取り組むのか、「行政改革の基本理念」を掲げ、その進むべき方向性を明確にします。

基本理念 協働・成果・効率を重視した
市民の視点による甲州市政の推進

甲州市を誇りと活気に満ちた地域社会とするため、市民の視点による市政を構築します。そのために、「協働」「成果」「効率」を重視した甲州市政を推進します。

2 協働・成果・効率とは

(1) 協働

市民と行政の関係は、これまでの行政の担い手と受け手という関係から、ともにまちづくりを進めていく協働の関係へと行政システムを転換していくことが望まれます。

協働によるまちづくりを推進していくための市民を始めとする多様な主体(以下「パートナー」と言う。)と行政の関係は、「対等・協力」であり、行政はパートナーに対して、わかりやすく積極的に行政情報を提供し共有化していく必要があります。

そして、パートナーと行政がまちづくりのビジョンやお互いの情報を共有し、ともに議論しながら、まちづくりを進めていく環境を整えていかなければなりません。

また、現在甲州市が行っているサービスや事務事業を市民の視点から見直し、市民が担った方が効果的なものは市民の手に委ね、民間の競争原理によって効率化できるものは民間に任せるなど、市民と行政の役割分担を明らかにしていく必要があります。

また、市民も行政に依存するのではなく、補完性の原則に基づき、自分たちで解決できることや対応可能なことは市民自らの責任で対応してもらうことが求められます。

甲州市では、これまでも自治会、社会教育・ボランティア団体、まちづくりグループなどが地域のさまざまな課題解決や活性化のために活動しています。また、甲州市の一体感を醸成しながら、地域自治を充実させていくため、地域自治区

が設置されました。

地域自治区においては、市民にもっとも身近な課題を、市民自らが検討し解決するため、地域協議会の活動を活発なものとする必要があります。こうした活動を通じて、市民が行政への積極的な参加や役割分担を行い、協働による行政運営の実現など、市民による「改革」への取り組みも求められています。

(2) 成果

これまでは、業務の内容の決定や進め方に力が注がれがちであり、結果としての成果はあまり重要視されていませんでした。

今回、行政改革を進めるに当たっては、「手続きどおりに行ったか」、「作業効率は良かったか」に加えて、組織の使命(ミッション)や政策の目的に照らした成果がもたらされているかどうかを視点とします。

その前提として、まずは職員自らが、自主的に自らの課題点や優れている点に「気づき」、また、事務事業評価などにより、自らが気づかなかった点に気づくという「気づき」の連鎖が必要です。連鎖の過程で組織全体としての改善を進めながら、優れたサービスは今後も継続させていきます。

さらに行政改革を推進するには、従来の価値観の延長線上の改善ではなく、抜本的な問題解決としての改革が必要とされています。

そのためにも、達成すべき目標を明確に示したうえで、職員の創意工夫を促進し、目標達成につなげる「成果主義」へと転換していく必要があります。

政策評価※3は、このような成果主義へと転換の流れの中で、成果を測定・分析し、目標を達成する上で必要な施策の改善へとつなげていくための重要な機能を果たすものです。政策評価を積極的に取り入れることにより、計画(plan)→政策の実施(do)、→現状評価(check)→改善(action)という「政策のマネジメントサイクル※4」を確立していきます。

(3) 効率

限られた財源で行政運営を求められるこれからの時代、多様な市民のニーズに応えるためには市民の立場に立ち、創意・工夫しながら限られた予算や人員の中で最大の効果を上げることが大切です。

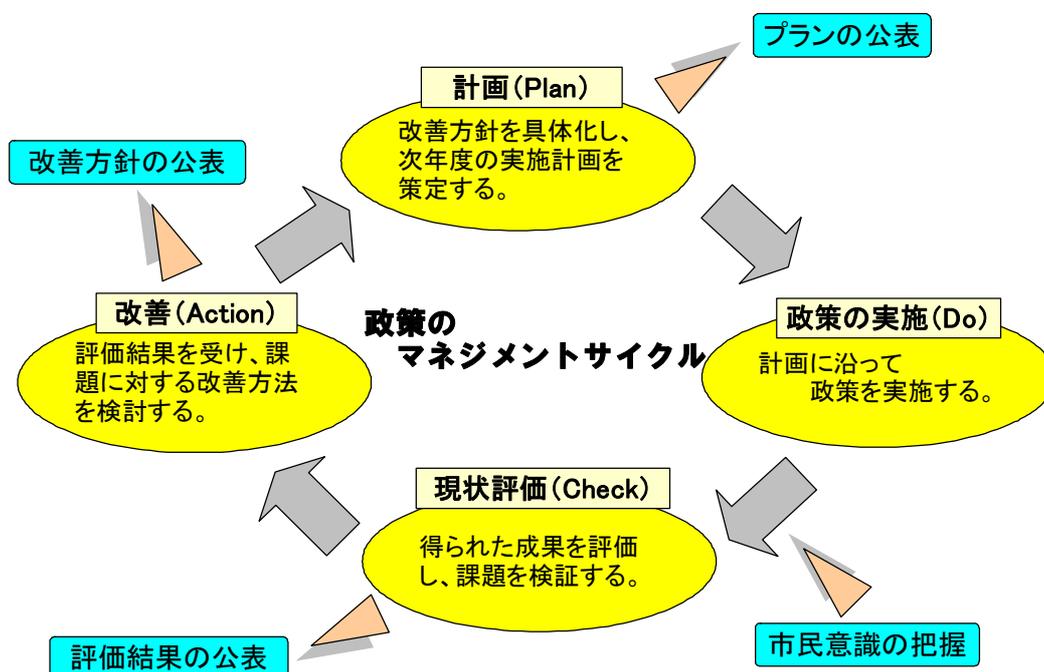
本市は今後一層厳しい財政状況になることが予想されることから、直ちに事務業務の効率や減量化、民間経営手法を可能な限り行政現場に適用させるなどして、業務の見直しを図ることが求められています。

一般的に行政運営は、サービスへの市民の選択権がないことや、それによる競争原理の欠如等から、コスト意識の希薄さ、効率性に欠ける部分があります。

本市の行政運営においても、これらの観点から徹底した業務の見直しを行うこ

とで効率化・活性化を図り、費用対効果や経済性を重視した改革を推進していかねなければなりません。

ただし、単純に効率化を進めるだけでは、サービスの質を落とすことにもなりかねません。そこで、NPM (New Public Management) をさらに進化させた PPP (Public Private Partnership) ※5 理論等の導入を図り、だれもが納得できるわかりやすい行政を推進していく必要があります。



※3 政策評価

政策評価とは、行政が実施している政策や事務事業について、目的を明確にしながら、行政自らが住民の視点に立ち、「市民にとっての効果は何か」「当初期待したとおりの成果はあがっているか」という観点から事業の成果を数値化し、客観的に評価・検証を行うもので、その結果を継続的に行政活動に反映させる仕組み。

※4 政策のマネジメントサイクル

政策のマネジメントサイクルとは、「計画(plan)→政策の実施(do)、→現状評価(check)→改善(action)」のマネジメントサイクルを行政活動に組み入れることによって、行政の意思決定から評価・改善に至るプロセスを明確にするもの。

※5 PPP (Public Private Partnership)

単純に行政の仕事を「官から民へ」移行するのではなく、公共サービスを行政のみならず、民間企業、NPO、市民等と連携する「役割と責任のパートナーシップ再構築」に焦点を合わせ、民間の能力、力を活用して公共サービスを質的に改善し、市民に提供しようとする考え方。

IV 基本的な取り組み

甲州市の発足後に調整すべき事項や、国における三位一体改革による財政への影響など、合併時に想定されなかった新たな課題や問題点も生じてきています。こうした状況を精査して、合併協議内容を尊重しつつも、市の政策や施策、事務・事業全般にわたって総合的に検証を行い、効率的な行財政運営を図る必要があります。

こうしたことから、行政改革を本市における不断の課題であると位置づけ、行政改革の基本理念に基づき、改革を実行するための基本的な取り組みを明らかにします。

1 市民の納得度※6が高まる行政経営の確立

すべての行政サービスは、費用を負担している市民の納得度が高まるようなサービスを提供しなければなりません。そのためには市民ニーズを的確に把握し、行政施策に反映させることが重要であり、限られた経営資源を最大限に活用しながら、成果重視の理念に基づき、コスト意識、迅速性、納得性に根ざした「行政を経営」という視点で、効率的な行政経営システムを確立します。

直接市民と接する窓口サービスの改善を積極的に進めるとともに、情報化による行政サービスの迅速化や利便性の向上、公共施設の有効活用など、コストとサービスのバランスを考えながら、市民の納得度が高まる行政サービスの提供を図ります。

2 市民、ボランティア団体、事業者等との協働によるまちづくりの推進

これからの行政経営は、地域の特性に応じた施策を「補完性の原則」のもとに実施し、その実施の状況について市民に説明する責任があります。

厳しい財政状況のなか、多様化・高度化したすべての市民要望に、行政が主体となって取り組むことは難しくなっています。このため行政と民間の役割分担を明確にし、市民や各種のボランティア団体、事業者など、地域社会を構成する様々な主体が協働してまちづくりを進めるとともに、行政は市民との信頼関係に基づいたパートナーシップを築くため、わかりやすい説明、積極的な情報公開、監査機能の強化を図るなどして公正性・透明性の確保に努め、市民の主体的な行政への参画の機会を拡大します。

※6 納得度

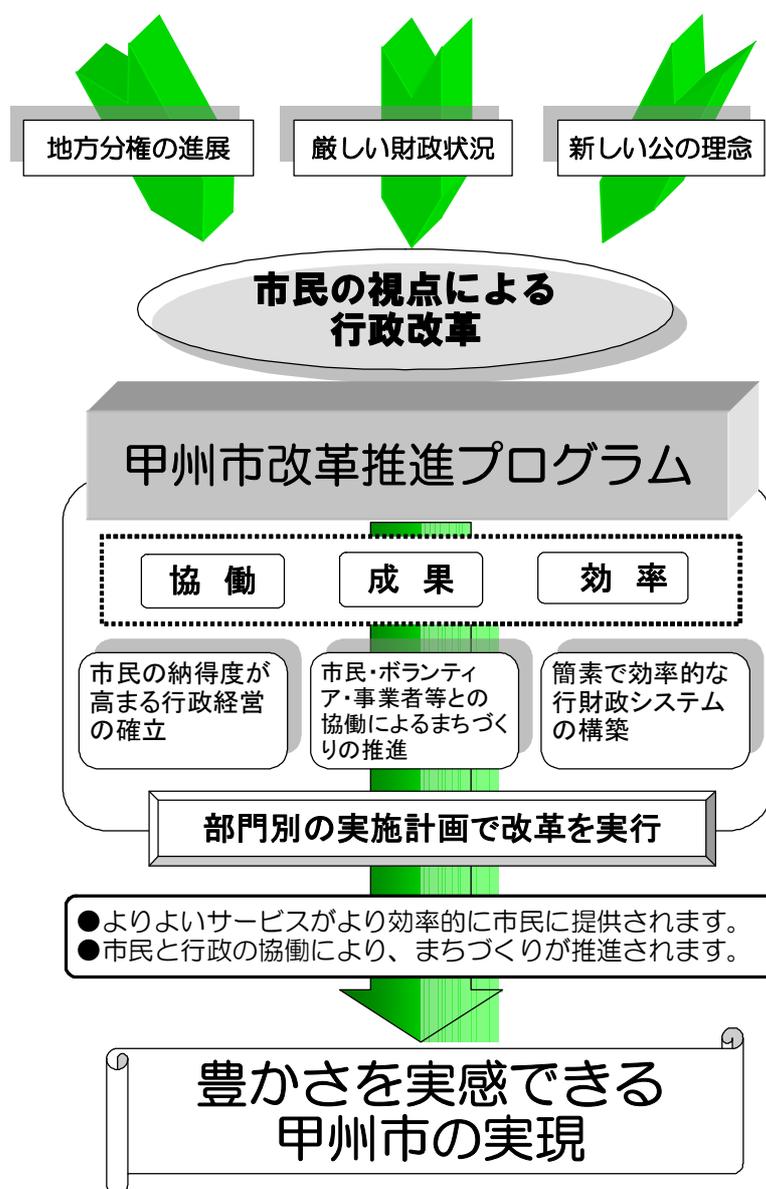
市民が支払った納税額等に対して、最も価値の高いサービスを供給されていると感じる度合い「VFM(バリュー・フォー・マネー)」のこと。

個々の行政サービスの受け手(受益者)としてというよりも、市政を支える出資者(自治の主権者・納税者)の目からみて、税金が甲州市民全体のために効果的・効率的に使われていると実感してもらっている度合いのことを言う。

3 簡素で効率的な行財政システムの構築

地域における行政需要も多様化が進み、新たな行政需要も発生しています。一方で、財政事情は一段と厳しさを増していることから、行政が果たすべき役割に十分配慮しながら、費用対効果考えた簡素で効率的な行財政運営に一層努めます。

さらに、現在の社会経済構造の大変革期においては、「量」だけでなく「質」の観点からも行財政の構造的な改革を進める必要があります。そのため、これまでの行財政システムを徹底して見直し、中長期的な展望に立った行財政運営に努めるとともに、定員管理、人事・給与制度の見直しや人材の育成を行い、職員の資質を向上させ、つねに市民の視点で考え、市民の役にたつ職員へと意識改革を図ります。



V 行政改革の進め方

1 推進体制と取り組みの姿勢

市長を本部長とする甲州市行政改革推進本部が中心となり、全庁一体となって取り組むとともに、職員一人ひとりが強い自覚と責任を持ち、改革を着実に推進します。

職員や経費の削減が中心の従来の行政改革のイメージを、市民サービスの向上や市民納得度が高まり市民から評価される改革へと転換します。

(1) 庁内の推進組織

①行政改革推進本部

市長・助役・収入役・教育長・部局長等により組織し、次の事項を所掌します。

ア 行政改革大綱の策定及び見直しに関すること

イ 行政改革実施計画に関すること

ウ 行政システムの再構築及び行政改革の推進に関すること

② 行政改革推進本部 専門部会

課長により組織し、本部会議所掌事務の推進と専門的事項の調査検討を行います。

③ 行政改革推進本部 分科会

庁内職員の中から指名及び募集に応じた職員により組織し、行政改革推進に関する基本的事項の調査検討を行います。

(2) 民間委員による検討組織

甲州市行政改革推進委員会を設置し、行政改革の推進に市民の意見を反映させます。

行政改革推進委員会は市民により構成し、行政改革大綱等の策定及び行政運営の見直し等の行政改革の推進に関する提言等を行います。

2 計画期間

平成18年度(2006年度)から平成22年度(2010年度)までの5年間とします。

3 実施計画の策定

行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するため、大綱の取組期間にわたる実施計画を定めて取り組みます。

実施計画は、各年度の具体的な取組項目を定めたものであり、18年8月に策定した集中改革プランの内容を包括しています。

計画内容は、毎年度見直しを行います。

4 目標値の設定

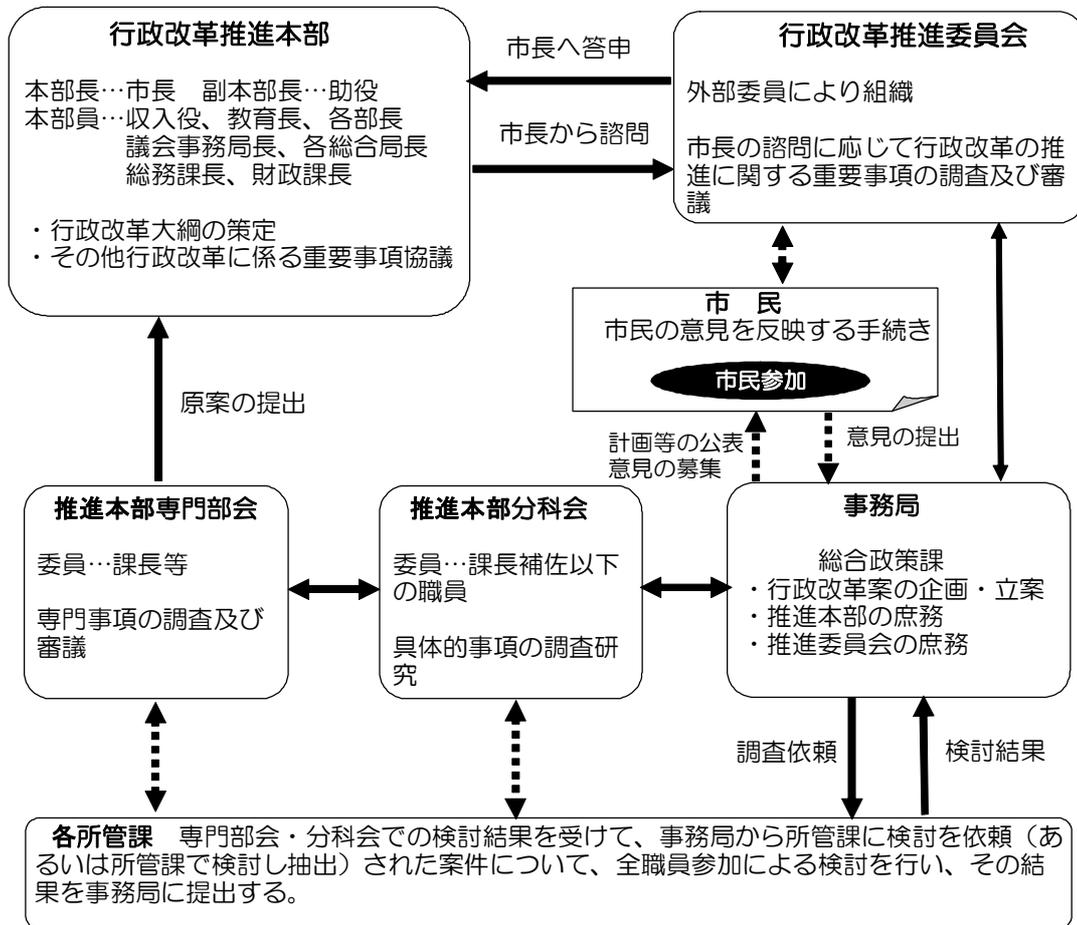
行政改革を着実に推進するためには、定量的な目標を設定することが重要です。このため、職員定数など数値目標として設定することが可能な項目については、できる限り実施計画において設定します。

5 推進状況や成果の報告と公表、説明責任の確保

行政改革の推進状況や成果は、甲州市議会への報告を行うとともに、広報や市のホームページ等を活用して、市民にわかりやすく公表します。

市の説明責任を果たす観点から、大綱の策定の過程に市民意見公募手続（パブリックコメント手続）等を通じて市民の意見を反映させ、市民の理解と協力を得ながら適切に改革を推進します。

甲州市行政改革推進体制図



VI 行政改革の内容

基本理念及び基本的な考えと取り組みに基づき、今後実施する行政改革推進のため重点項目を体系的に明らかにします。

甲州市改革推進プログラム体系

基本理念	協働・成果・効率を重視した 市民の視点による甲州市政の推進
1	市民の納得度が高まる行政経営の確立
	(1) 質の高い行政サービスの充実
	1 顧客志向の徹底
	2 市民サービスの充実
	3 電子化・情報化の推進
	(2) 事務事業の合理化・効率化
	① 事務事業の見直し
	② 公共工事のコスト縮減
	③ 入札・契約制度の改善
	(3) 行政評価システムの導入
	① 事務事業評価システムの導入
	② 透明性の向上
	(4) 時代に即応した組織体制の整備
	① 組織・機構の見直し
	② 権限委譲の受け入れ
	③ 付属機関等の見直し
	④ 外郭団体の効率的運営及び改善
	(5) 民間活力の活用
	① 指定管理者制度の活用
	② 民間委託等の推進
	③ 市場化テストへの対応
(6) 広域行政への対応	
① 広域行政の推進	
② 市町村合併への対応	
2	市民、ボランティア団体、事業者等との協働によるまちづくりの推進
(1) 市民、ボランティア団体、事業者等との協働	
① 市民参画の推進と体制づくり	
② 男女共同参画の推進	
③ 市民と行政の責任領域と役割分担の見直し	
④ 協働に関する基本指針の作成	

	(2) 地域コミュニティの充実
	① 行政区の充実
	② 地域自治区のあり方の検討
	③ 活動しやすい環境づくりの推進
	(3) 情報の共有化と広聴・広報活動の充実
	① 情報の共有化
② 広聴・広報活動の充実	
3 簡素で効率的な行財政システムの構築	
	(1) 財政運営の効率化・健全化
	① 財政の健全化
	② 財政状況のわかりやすい公表
	③ 起債や基金の適正運用
	④ 公共施設等の適正管理と有効活用
	⑤ 経常経費の削減
	(2) 財政基盤の強化
	① 収納率の向上と新たな財源の確保
	② 補助金の見直し
	③ 受益者負担の適正化
	(3) 職員の定員管理及び給与の適正化等
	① 定員管理の適正化
	② 適正な給与管理
	③ 定員・給与等の状況の公表
	(4) 人材育成と職員の能力開発
	① 人材育成と職員の能力開発
	② 人事評価制度等の見直し
	③ 働きやすい職場環境の整備
	(5) 特別会計等の経営健全化
	① 効率的運営と透明性の確保
	② 水道事業
③ 下水道事業	
④ 病院事業	
⑤ ぶどうの丘事業	
⑥ 国民健康保険事業及び老人保健事業	
⑦ 介護保険事業	

1 市民の納得度が高まる行政経営の確立

(1) 質の高い市民サービスの充実

① 顧客志向の徹底

- 市民を行政サービスの顧客（お客様）としてとらえます。
- 窓口だけでなく、すべての部署で質の高いサービスを提供し、市民に気持ちよく利用してもらえる市役所を目指します。
- 質の高い市民サービスを行っていく上で基本となる「接遇向上運動」に取り組みます。

② 市民サービスの充実

- 「最少の経費で最大の効果を上げる」という地方自治の本旨に基づき、経費は縮減しつつも、市民の要望や意見を幅広く集約し、これまで以上に市民サービスの質の向上に努めます。
- 市民の視点を重視し、手続の簡素化と迅速化を推進するなど、利便性の向上に向け取り組みます。

③ 電子化・情報化の推進

- 高度化された情報通信技術を積極的に市民サービスの向上に取り入れ、効率的で効果的な行政を推進します。
- 情報セキュリティ（情報の安全性の確保）の強化と個人情報保護に十分留意した行政運営を推進します。

(2) 事務事業の合理化・効率化

① 事務事業の見直し

- 新たな行政需要や多様化する市民要望に柔軟に対応していくため、計画全般にわたり、行政と市民の役割分担のあり方、受益と負担の公平確保、費用対効果など、幅広い視点から精査し、行政サービスの選択と重点化を図ります。
- 既に計画し、又は着手した事業等であっても、社会情勢等の変化により所期の目的を達したものなど、必要性、効果等を十分に検討してその事業の廃止・統合・縮小などの徹底した見直しを行います。
- 事務事業の計画・執行に当たっては、最小の経費で最大の効果があがるよう、各部局間の横断的な連絡・調整を行い、様々なコストの削減を図るとともに、事務事業が総合的に実施されるように努めます。

② 公共工事のコスト縮減

- 公共工事の計画・設計段階で職員が幅広い視野に立ち、コスト縮減を推進します。

○コストの縮減だけでなく、さらに品質保持と安全性確保の視点から、公共工事の効率的な執行に努めます。

③ 入札・契約制度の改善

○公共工事等の入札・契約制度について、透明性・公平性をより確保する観点から一層の改善を進めます。

○競争性の向上や入札手続における受注者・発注者双方の負担軽減と効率化を図るため、入札手続の電子化を検討します。

(3) 行政評価システムの導入

① 事務事業評価システムの導入

○市民の視点に立った成果重視の行政を推進するため、事業の有効性や効率性等を可能な限り数値化します。

○事務事業の改革・改善を推進する手法として、一連のマネジメントサイクル(計画 - 実施 - 評価 - 改善)による事業評価システムを導入します。

② 透明性の向上

○補完性の原則を基本とした行政運営に向けて、市民と行政の信頼関係を高めるため、行政の説明責任を果たし、市民の視点による公正の確保と透明性の向上を図ります。

○政策形成過程を市民にお知らせするため、各種審議会などの情報公開を進めます。

○情報公開制度や行政手続制度の有効活用と市民への周知を図るとともに、市民意見公募手続（パブリックコメント手続）制度を推進します。

(4) 時代に即応した組織体制の整備

① 組織・機構の見直し

○自立性と柔軟性、機動性を備えた、新たな行政課題に迅速に対応できる組織・機構の整備に向けた検討と取り組みを行います。

○市民にとってわかりやすく、適切に行政サービスが提供できるよう、行政組織及び事務分掌を見直します。

○責任と権限を明確化し、政策目的に応じた組織整備を進めます。

○地域総合局については、甲州市まちづくり計画に掲げられた三層の役割分担を検証する中で、そのあり方について検討します。

② 権限移譲の受け入れ

○本市の実情に即した事務・事業を総合的に展開するため、これまで県が行ってきた仕事のうち、市民にとって身近なものは、可能な限り市が行うことで市民の利便性を高めます。

③ 附属機関等の見直し

○社会経済情勢の変化等に伴い、必要性が低下したり、所期の目的を達成した附属機関等を調査し、統廃合を進めます。

④ 外郭団体の効率的運営及び改善

○公社等の外郭団体については、独立採算制の原則に立ち、経済性や合理性を發揮した経営の健全化を積極的に推進します。

○設置目的に沿った経営状況の点検を行い、職員定数・給与の適正化、事務事業の見直し、民間委託の推進等により経営の効率化を図ります。

○経営環境や社会経済情勢の変化を適切にとらえた中期経営計画を策定します。

○経営状況の積極的な情報開示により、計画性・透明性の高い企業経営を進めます。

(5) 民間活力の活用

① 指定管理者制度の活用

○指定管理者制度については、平成18年9月から「道の駅甲斐大和」など、10施設に導入しました。

○今後も、公共性・公益性を確保し、市民福祉を増進するという公の施設の本来の設置目的を果たすことを基本に、公の施設の適正な管理・サービス向上と管理経費の節減を図るため、指定管理者制度を積極的に活用します。

② 民間委託等の推進

○市民サービスの向上や行政責任の確保などを精査し、適当と考えられる事業については、積極的に業務委託や民間への移管等を推進します。

○委託した事務事業についても、行政責任の観点から適切な評価と管理を行います。

○新たな雇用の創出や地域経済を活性化する側面から、社会資本の整備に民間の資金や知識、経験などを活用するPFI方式を検討し、効率的な行財政運営を推進します。

③市場化テストへの対応

○市場化テストの導入に向け検討します。

○市場化テストを官民競争入札という観点からだけでなく、今後の本市の公共サービスのあり方と関連させて研究します。

(6) 広域行政への対応

① 広域行政の推進

○県や近隣自治体など、広域で行うことにより行政運営の効率化を図ら

れると思われる分野については、共同処理や相互利用によるサービスの向上を図ります。

② 市町村合併への対応

- 山梨県市町村合併推進構想を参考に、地方分権、道州制に対応できる自治体規模等、行政機能のあり方等について検討します。
- 隣接する自治体との合併について検討します。

2 市民、ボランティア団体、事業者等との協働によるまちづくりの推進

(1) 市民、ボランティア団体、事業者等との協働

① 市民参画の推進と体制づくり

○市民自らが責任を持ってまちづくりに参画する意識の醸成と機会を拡充するため、各種委員会に公募委員を拡大するなどし、市民の参画による開かれた市政運営を進めます。

② 男女共同参画の推進

- 男女がお互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指し、男女共同参画推進計画を策定します。
- 男女共同参画推進計画を着実に推進するための施策に取り組みます。

③ 市民と行政の責任領域と役割分担の見直し

○行政の責任領域に留意しながら、従来の考え方にとらわれることなく、行政・市民・ボランティア団体、事業者等の役割分担の明確化を図り、これまでの行政サービスのあり方を見直します。

④ 協働に関する基本指針の作成

- 市と市民・ボランティア団体・事業者等との協働によるまちづくりを推進していく基本的な考え方、システム構築についての指針を策定します。
- 指針に沿って、協働によるまちづくりを推進します。

(2) 地域コミュニティの充実

① 行政区の充実

- 区と行政の連携を強化するとともに、コミュニティ活動を支援します。
- 行政区の規模について、歴史的経緯を踏まえながら区長会と協議し、再編を検討します。
- 防犯や災害面での地域活動の必要性、ごみ出し、環境美化などでの共同活動の必要性、地域づくりへ参加することの必要性を説明・周知して、区への未加入者に対し加入を働きかけます。

② 地域自治区のあり方の検討

○市の一体感を醸成しつつ住民自治機能を高めるため、地域自治区及び地域協議会のあり方を検討します。

③ 活動しやすい環境づくりの推進

○地域住民が主体となった地域活動に参加しやすい環境を整備します。

○自主・自立のまちづくりに向け、身近な地域課題の解決に取り組む意識を養い、幅広い世代に対して「参加するまちづくり」を啓発します。

○ボランティア団体やNPO活動の充実・育成のための支援を行うとともに、市民活動の拠点や窓口の充実、市民・地域・市民団体、事業者や行政などを結ぶネットワークづくりを推進します。

(3) 情報の共有化と広聴・広報活動の充実

① 情報の共有化

○市の広報や市のホームページ、CATVやマスコミ等の媒体を通じ、まちづくり等に関する市役所の情報や、ボランティア団体をはじめとする多様な団体の活動状況など、市民に提供する機会を拡充し、お互いの情報を共有していきます。

○情報化に当たっては、セキュリティの強化と個人情報保護に十分留意します。

② 広聴・広報活動の充実

○広聴・広報活動を積極的に展開するなかで、市民ニーズの的確な把握に努め、柔軟性、弾力性のある施策の確保を図ります。

○市長が直接市民の意見を聴くことを重視して、市長への手紙や市長へのメールを充実するとともに、市民懇話会等を実施します。

○市のホームページを充実し、最新の情報を市の内外に向けて広く提供します。

○行政情報の提供方法や扱いやすさの検討を行い、市民が利用しやすく、役立つ情報提供を行います。

3 簡素で効率的な行財政システムの構築

(1) 財政運営の効率化・健全化

① 財政の健全化

○中長期財政計画を定め、各種財政指標に数値目標を設定し、的確な財政運営を行います。

② 財政事情のわかりやすい公表

○財政事情を市民にわかりやすく提供することを目的に、本市が所有している資産と、その資産を形成するために要した負債や財源との関係を明らかにする「貸借対照表」(バランスシート)と、資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスの経費を把握する「行政コスト計算書」を作成し公表します。

③ 起債や基金の適正運用

○中期的な財政計画を作成し、効果的に起債を活用するとともに、公債費の抑制に努めます。

○基金の有効活用を図るため、効果的な運用に努めるとともに、将来の事業運営に十分対応できるよう、新規の積み立てを行います。

④ 公共施設等の適正管理及び有効活用

○既存の施設については、適正な維持管理と計画的な修繕等により、施設の延命化を推進します。

○有効活用されていないものや、効率性、必要性に欠けるもの、老朽化が進み安全性が確保できないものについては、広く意見を聴取し、処分を含めた検討を行います。

○新規の施設整備に当たっては、広域的利用の観点や官民の役割分担を明確にしながら、真に必要な施設を選択し、規模、設備、維持管理や運営など総合的に判断した整備を図ります。

○整備に当たり、P F I や指定管理者制度による民間の資金やノウハウを活用した施設整備に取り組みます。

○地域総合局の庁舎については、市民の多様な地域活動の拠点としての役割を担いうるよう幅広く検討を行い、有効的な活用を図ります。

○遊休財産については、施設の転用、民間貸与、売却等、現状を上回る有効活用のための方策を検討します。

⑤ 経常経費の節減

○維持管理費の節減及び光熱水費や保守委託経費等の見直しにより経常経費の削減に努め、限られた財源を直接市民サービスの向上につながる経費に振り向けられるようにします。

○現有の公用車について、利用状況を調査し、再配置を行うとともに、公用車の更新計画を作成し、集中管理のあり方も含め、適正な管理体制について検討します。

○事務備品について、再配置や更新計画の策定等、効率的で適正な管理に努めます。

○事務用品の徹底した節約と一括購入により、引き続き事務費の節減に努めます。

(2) 財政基盤の強化

① 収納率の向上と新たな財源の確保

○厳しい財政状況を乗り切るため、また、税負担の公平性や税収入の安定確保の観点から、引き続き収納率の向上に向け努力します。

○地域振興による地方税財源の拡充など、効果的な財源確保の方策や新たな財源確保策について検討します。

② 補助金等の見直し

○公平性、透明性、公正性等の観点から、すべての補助金について一体的な見直しを行います。

○各種団体への補助金については、安易に慣例化することのないよう、見直しを行います。

○各種団体の自立を促し、自主的な活動へと転換が図れるよう支援します。

③ 受益者負担の適正化

○使用料・手数料など市民負担について、サービスに要するコストの縮減に努めます。

○負担の適正化を図るため、負担の公平確保や受益者負担の原則に則り、サービスに応じた適正な水準での設定・見直しを進めます。

○使用料等、受益者負担を見直す際は、明確な根拠を示し、市民の納得を求めます。

(3) 職員の定員管理及び給与の適正化等

① 定員管理の適正化

○「定員適正化計画」を策定します。

○定員適正化の数値目標を掲げ、退職不補充や職員の配置を見直します。

○IT(情報技術)の活用等による業務の簡素化などを図り、適正な職員定数の維持に努めます。

○定型・定量・画一的な業務については、臨時職員・非常勤嘱託職員・再任用職員の活用などにより、人件費の抑制に努めます。

② 適正な給与管理

○職員の給与については、国に準拠した制度及び運用を基本として、財政状況や他市の状況も考慮しながら、旧市町村職員間の給与格差の

是正を図り、給与水準の適正化に努めます。

③ 定員・給与等の状況の公表

○定員・給与の状況だけでなく、勤務条件やサービスの状況等についても、他団体と比較可能な指標により、分かりやすく公表します。

(4) 人材育成と職員の能力開発

① 人材育成と職員能力の開発

○「甲州市人材育成基本方針」を策定し、新たな発想、政策課題に挑戦する意欲や高い専門性を持った職員の育成を図ります。

○職員一人ひとりに事務改善の必要性を十分浸透させるとともに、「業務改善運動」や「職員提案制度」などによる自発的な事務改善を行う職場環境づくりを醸成します。

○職員の意識改革にむけた取り組みを行政運営の改善・再構築に結びつけ、公務の能率を向上します。

○職員の政策形成・創造的能力、生産性及びサービスの向上や職場の活性化を図るため、「職員グループの自主研究会」活動を支援するなど、職員の研修体制を整備します。

② 人事評価制度等の見直し

○職員の能力、意欲を最大限に引き出すため、的確でわかりやすい人事評価制度の構築に取り組みます。

○職員配置にあたっては、職員の適性や専門性に配慮しつつ、原則として3年から4年の部局間の人事異動により組織の活性化を図ります。

③ 働きやすい職場環境の整備

○職員が心身両面にわたって健康を保持・増進し、困難な課題にも取り組めるよう、健康管理や相談対策を充実するとともに、働きやすい職場環境の整備に努めます。

(5) 特別会計等の経営健全化

① 効率的運営と透明性の確保

○企業会計にあっては、それぞれの事業が設置された目的を再確認して運営状況を総点検し、中期経営計画を策定します。

○経営の原則である経済性と公共性の調和のもとに、自立性・主体性を高め、効率的な運営を図ります。

○経営状況、財政状況の透明性を向上するとともに、健全経営に努めます。

② 水道事業

○水道事業については、運営基盤の強化等に取り組み、より一層計画的、効率的な事業運営を図ります。

③ 下水道事業

○厳しい財政状況を考慮し、環境部門との連携を強め、事業内容、計画等を総合的に見直します。

○下水道の供用開始後、早期加入による利用促進を図ります。

○下水道だけでなく合併浄化槽の活用を含めた、総合的な生活排水処理を実施します。

④ 病院事業

○病院事業については、市民サービス向上を図るため指定管理者制度を導入し、市民の要望にこたえ、安全な医療の提供と安定した経営を行います。

⑤ ぶどうの丘事業

○ぶどうの丘については、甲州市のランドマーク（特定地域の景観を特徴づける目印）として、総合的な産業振興や観光の拠点と位置付けた運営を推進します。

○企業の健全経営の側面から利益を追求しつつも、市民の福祉に寄与する公共性とのバランスに配慮した経営に努めます。

○経営の健全化と来客者の拡大を図るため、民間活力の活用を含め、多角的にぶどうの丘の経営方針を検討します。

⑥ 国民健康保険事業及び老人保健事業

○健全な国民健康保険事業の運営を進めるため、医療費の支出額及び歳入の国庫金等をできる限り精査した上で、国民健康保険の税率を算定します。

○市民の健康づくりに向けた事業に取り組み、医療費の削減に努めます。

○老人保健対象者の健康づくり・疾病予防・生きがいづくりなどを進めながら、老人医療費の伸びを抑制し、老人保健会計の健全化を図ります。

⑦ 介護保険事業

○甲州市介護保険事業計画を策定し、介護給付の効率化・重点化に努め、予防介護重視システムへの転換を図ります。

○介護保険対象者(要支援、要介護者)への移行防止、要介護度の悪化抑制などの取り組みを行い、介護給付費の増加を抑制し介護保険会計の健全化を図ります。